

daily コラム

2013年2月22日(金)

〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル7階
笠井良一税理士事務所 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

公正証書をどう活かす？

公正証書とは？

公正証書とは、公証人という法律の専門家（元裁判官、元検察官が大半）が、人又は法人の囑託により、法令に従って、私法上の権利・義務の変動をもたらす行為あるいはこれら権利に関する事実について作成した証書をいいます。遺言、任意後見契約、金銭の貸借に関する契約、不動産賃貸借、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払に関する契約等に関する公正証書が典型です。

主な効用は？

1 証明力が極めて高い

公証人が公証役場で本人の意思を確認した上で作成し、かつ、公正証書の原本は公証役場に保存されます。そのため、偽造、変造というクレームや、内容の明確さに関する疑義が出る余地はなく、証拠としての価値は極めて高いこととなります。

2 裁判なしに強制執行ができる

例えば、金銭の貸借や、未払債務の支払に関する契約のように、債務者が支払なき場合には強制執行を受けることを受諾する条項を入れることができますが、この場合には、裁判で勝訴判決を得ることなく、直ちに強制執行等に入れます。

3 法律上公正証書が必須な場面もある

任意後見契約や事業用定期借地権契約のように、法律上公正証書の作成をもって締結することが要件という例もあります。

事前の下準備は必要

公正証書は、いきなり公証役場を尋ねても、その場でできるものではなく、事前の手間暇がかかります。まず、文言は、法律的にみてケチのつかない一義的に明確な内容にすべく、事前に公証人と文案を打ち合わせる必要があります。また、添付書類として、法人であれば代表者の資格証明と印鑑証明書、人であれば本人を確認する資料（場合によっては印鑑証明書も）が必要で、それらを漏れなく用意することになります。このため、当事者双方が手続に終始協力的でない、公正証書の完成までたどりつけません。

また、内容が複雑であり、契約の内容が典型的でないものであるならば、当事者だけで進めるのは荷が重く、法律の専門家に依頼した方がスムーズです。



公正証書の作成は、思ったよりも手間暇がかかります。不慣れであれば、無理をせず、専門家に相談するのがベターです。